

監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書706	監査基準報告書706
独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分	独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分
2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26 日 改正 2025年 7 月 17 日 最終改正 年 月 日	2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26 日 最終改正 2025年 7 月 17 日
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第35号)	日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第35号)
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)
《Ⅱ 要求事項》 (省 略)	《Ⅱ 要求事項》 (省 略)
《Ⅲ 適用指針》 《1. 監査報告書における「強調事項」区分と監査上の主要な検討事項の関係》 (第2項及び第7項 (2)参照) (省 略)	《Ⅲ 適用指針》 《1. 監査報告書における「強調事項」区分と監査上の主要な検討事項の関係》 (第2項及び第7項 (2)参照) (省 略)
《(1) 「強調事項」区分が必要となる可能性がある場合》 (第4項及び第7項参照)	《(1) 「強調事項」区分が必要となる可能性がある場合》 (第4項及び第7項参照)

改正案	現 行
(省 略) A5. 監査人は、例えば、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象について「強調事項」区分に追記する場合がある。以下は、「強調事項」区分が必要と監査人が判断する可能性がある場合の例である。 会計方針の変更 - 財務諸表に重要な影響を与える新しい会計基準の早期適用（早期適用が認められている場合） 重要な偶発事象又は重要な後発事象 - 重要な訴訟や規制上の措置の将来の結果に関する不確実性 - 企業の財政状態に重大な影響を与えた、又は今後も引き続き与える大きな災害 - 期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した重要な合併（監基報560第6項参照） (省 略) 《IV 適用》 (省 略) 以 上 - 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A15項） - 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） - 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） - 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正） - 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） - 本報告書（2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 - 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） - 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書560「後発事象」（ 年 月 日改正）	(省 略) A5. 監査人は、例えば、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象について「強調事項」区分に追記する場合がある。以下は、「強調事項」区分が必要と監査人が判断する可能性がある場合の例である。 会計方針の変更 - 財務諸表に重要な影響を与える新しい会計基準の早期適用（早期適用が認められている場合） 重要な偶発事象又は重要な後発事象 - 重要な訴訟や規制上の措置の将来の結果に関する不確実性 - 企業の財政状態に重大な影響を与えた、又は今後も引き続き与える大きな災害 - 期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した重要な合併（監基報560第5項参照） (省 略) 《IV 適用》 (省 略) 以 上 - 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A15項） - 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） - 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） - 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正） - 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） - 本報告書（2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 - 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）
《付録1 「強調事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第4項及びA4項参照） 本付録は、特定の状況において監査報告書に「強調事項」区分を設けることを監査人に要求してい	《付録1 「強調事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第4項及びA4項参照） 本付録は、特定の状況において監査報告書に「強調事項」区分を設けることを監査人に要求してい

改正案	現 行
る他の監査基準報告書を記載している。以下に示された要求事項は、本報告書の要求事項及び適用指針に代わるものとはならない。 ・ 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」第15項(2)（財務報告の枠組みが受入可能ではないと監査人が判断したが、法令等により財務報告の枠組みが規定されている場合で、監査契約締結の条件として経営者が合意した追加的な開示が行われた場合） ・ 監査基準報告書560「後発事象」<u>第12項</u>(2)（事後判明事実に限定して監査手続を実施した場合）、<u>第16項</u>（訂正後の財務諸表に対する監査報告書における財務諸表の訂正理由への参照と以前に発行した監査報告書について記載） ・ 監査基準報告書800第13項（財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されていることについて） 《付録2 「その他の事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第4項参照） 本付録は、特定の状況において監査報告書に「その他の事項」区分を設けることを監査人に要求している他の監査基準報告書を記載している。 「その他の事項」区分を設けるか否かは個々の状況に応じて判断されるものであり、以下に限定されないことに留意する。 ・ 監査基準報告書560<u>第12項</u>(2)（事後判明事実に限定して監査手続を実施した場合）、<u>第16項</u>（訂正後の財務諸表に対する監査報告書における財務諸表の訂正理由への参照と以前に発行した監査報告書について記載） ・ 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第12項（対応数値方式において、前年度の財務諸表が前任監査人により監査されており、前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を監査報告書に記載することにした場合）、第13項（対応数値方式において、前年度の財務諸表が未監査の場合）、第15項（比較財務諸表方式において、前年度の財務諸表に前年とは異なる意見を付す場合）、第16項（比較財務諸表方式において、前任監査人が前年度の財務諸表に係る監査報告書を再発行しない場合）、第18項（比較財務諸表方式において、前年度の財務諸表が未監査の場合） （省 略） 《付録3 「強調事項」区分及び「その他の事項」区分が設けられた監査報告書の文例》 （省 略） 《文例1 「監査上の主要な検討事項」区分、「強調事項」区分及び「その他の事項」区分を含む監査報告書の文例》（A17 項参照） 文例の前提となる状況 （省 略） ・ <u>期末日の翌日から監査報告書日までの間に</u>、企業の生産設備において火災が発生したため、財務	る他の監査基準報告書を記載している。以下に示された要求事項は、本報告書の要求事項及び適用指針に代わるものとはならない。 ・ 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」第15項(2)（財務報告の枠組みが受入可能ではないと監査人が判断したが、法令等により財務報告の枠組みが規定されている場合で、監査契約締結の条件として経営者が合意した追加的な開示が行われた場合） ・ 監査基準報告書560「後発事象」<u>第11項</u>(2)（事後判明事実に限定して監査手続を実施した場合）、<u>第15項</u>（訂正後の財務諸表に対する監査報告書における財務諸表の訂正理由への参照と以前に発行した監査報告書について記載） ・ 監査基準報告書800第13項（財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されていることについて） 《付録2 「その他の事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第4項参照） 本付録は、特定の状況において監査報告書に「その他の事項」区分を設けることを監査人に要求している他の監査基準報告書を記載している。 「その他の事項」区分を設けるか否かは個々の状況に応じて判断されるものであり、以下に限定されないことに留意する。 ・ 監査基準報告書560<u>第11項</u>(2)（事後判明事実に限定して監査手続を実施した場合）、<u>第15項</u>（訂正後の財務諸表に対する監査報告書における財務諸表の訂正理由への参照と以前に発行した監査報告書について記載） ・ 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第12項（対応数値方式において、前年度の財務諸表が前任監査人により監査されており、前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を監査報告書に記載することにした場合）、第13項（対応数値方式において、前年度の財務諸表が未監査の場合）、第15項（比較財務諸表方式において、前年度の財務諸表に前年とは異なる意見を付す場合）、第16項（比較財務諸表方式において、前任監査人が前年度の財務諸表に係る監査報告書を再発行しない場合）、第18項（比較財務諸表方式において、前年度の財務諸表が未監査の場合） （省 略） 《付録3 「強調事項」区分及び「その他の事項」区分が設けられた監査報告書の文例》 （省 略） 《文例1 「監査上の主要な検討事項」区分、「強調事項」区分及び「その他の事項」区分を含む監査報告書の文例》（A17 項参照） 文例の前提となる状況 （省 略） ・ <u>財務諸表作成日と監査報告書日の間に</u>、企業の生産設備において火災が発生したため、財務諸表

改正案	現 行
諸表に後発事象として開示されている。当該事項は、利用者は財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人は判断している。当該事項は当事業年度の財務諸表監査における、監査人が特に注意を払った事項ではない。 (省 略) 《文例２ 「強調事項」区分、財務諸表の重要な虚偽表示による限定付適正意見を含む監査報告書の文例》（A8 項参照） 文例の前提となる状況 (省 略) ・ <u>期末日の翌日から監査報告書日までの間に</u>、企業の生産設備において火災が発生したため、財務諸表に後発事象として開示されている。当該事項は、利用者は財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人は判断している。当該事項は当事業年度の財務諸表監査における、監査人が特に注意を払った事項ではない。 (省 略) 以 上	に後発事象として開示されている。当該事項は、利用者は財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人は判断している。当該事項は当事業年度の財務諸表監査における、監査人が特に注意を払った事項ではない。 (省 略) 《文例２ 「強調事項」区分、財務諸表の重要な虚偽表示による限定付適正意見を含む監査報告書の文例》（A8 項参照） 文例の前提となる状況 (省 略) ・ <u>財務諸表作成日と監査報告書日の間に</u>、企業の生産設備において火災が発生したため、財務諸表に後発事象として開示されている。当該事項は、利用者は財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人は判断している。当該事項は当事業年度の財務諸表監査における、監査人が特に注意を払った事項ではない。 (省 略) 以 上

以 上